公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第７８４号
千葉県山武郡横芝光町宝米38－３
債務者　鈴木　一宏
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千葉　恒久
4　破産債権の届出期間　平成23年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年４月15日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７８５号
千葉県山武郡横芝光町宝米38－３
債務者　鈴木美穂子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千葉　恒久
4　破産債権の届出期間　平成23年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年４月15日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７９６号
東京都大田区南蒲田１丁目26－８－201
債務者　新山　永三
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　行雄
4　破産債権の届出期間　平成23年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年４月15日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８０５号
千葉県野田市清水423－４
債務者　小山　善巳
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高野大滋郎
4　破産債権の届出期間　平成23年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年４月15日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８０６号
千葉県野田市清水423－４
債務者　小山せつ子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高野大滋郎
4　破産債権の届出期間　平成23年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年４月15日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８２０号
東京都板橋区大和町17－４－404
債務者　坂本千枝美
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　　生
4　破産債権の届出期間　平成23年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年４月15日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８５８号
千葉県千葉市緑区おゆみ野南２丁目１－２
K・ライツェント203
債務者　田中　秀幸
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山信二郎
4　破産債権の届出期間　平成23年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年４月15日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８７５号
東京都墨田区立川２丁目11－４－404
債務者　高木　章彦
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高村　充保
4　破産債権の届出期間　平成23年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年４月15日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８７６号
東京都豊島区池袋３丁目62－15－101
債務者　河野由紀子（旧姓岩井）
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　伸夫
4　破産債権の届出期間　平成23年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年４月15日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８９１号
東京都江東区潮見１丁目29－23
債務者　高嶋　彦治
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝田　佳宜
4　破産債権の届出期間　平成23年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年４月15日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８９８号
千葉県浦安市当代島１丁目９－33
債務者　中島　　力
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤浪　　努
4　破産債権の届出期間　平成23年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年４月15日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９１１号
千葉県市川市福栄３丁目10－18　シェルハウスＥ号
債務者　島内　　努
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　彰子
4　破産債権の届出期間　平成23年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年４月15日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９４４号
東京都文京区白山５丁目17－20－503
債務者　新屋　成江
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀江　良太
4　破産債権の届出期間　平成23年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年４月15日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９４７号
東京都葛飾区鎌倉１丁目19－13－201
債務者　橋本雄治郎
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田美穂子
4　破産債権の届出期間　平成23年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年４月15日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
東京地方裁判所民事第20部